

○八街市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例

平成4年3月19日

条例第14号

改正 平成7年3月30日条例第7号

(題名改称)

平成9年3月31日条例第8号

平成9年12月25日条例第17号

平成10年3月25日条例第15号

平成11年3月25日条例第8号

平成16年7月16日条例第17号

(題名改称)

平成20年9月29日条例第23号

平成24年6月28日条例第24号

平成30年3月20日条例第9号

平成31年3月20日条例第5号

令和2年10月5日条例第33号

八街町母子家庭医療費等の助成に関する条例(昭和55年条例第28号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童並びに父母のない児童に対し、医療費、調剤費及び診療・調剤報酬証明手数料(以下「医療費等」という。)の一部を助成することにより、ひとり親家庭(母子家庭及び父子家庭をいう。以下同じ。)等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(全部改正〔平成7年条例7号〕、一部改正〔平成16年条例17号・20年23号〕)

(受給資格者)

第2条 この条例により、医療費等の助成を受けることができる者(以下「受給資格者」という。)は、本市に居住し住民基本台帳法(昭和42年法律第

81号)の規定に基づき住民基本台帳に記録されている者であって、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による被保険者又は規則で定める社会保険各法(以下「社会保険各法」という。)による被保険者、組合員、加入者若しくはこれらの者の被扶養者である者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、やむを得ない理由により本市の住民基本台帳に記録されることが困難であると市長が認めるときは、当該住民基本台帳に記録されていることを要しない。

- (1) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)と死別した者であって、現に婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていない者及び規則に定めるこれに準ずる者であって現に児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満の者で規則で定める程度の障害の状態にあるものをいう。以下同じ。)を扶養している者
- (2) 前号に掲げる者に現に扶養されている児童
- (3) 規則で定める父母のない児童

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としな

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者
- (2) 規則で定める者

(全部改正〔平成7年条例7号〕、一部改正〔平成9年条例8号・10年15号・11年8号・24年24号・30年9号・令和2年33号〕)

(助成の制限)

第3条 ひとり親家庭の父母等(前条第1項第1号に規定する受給資格者をいう。以下この条において同じ。)、父母のない児童(同項第3号に規定する父母のない児童をいう。以下同じ。)を扶養している者又は当該ひとり親家庭の父母等の扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に規定する扶養義務者であって、生計を同じくする者をいう。以下この条

において同じ。)の前年の所得が次の各号のいずれかに該当するとき(規則で定める場合を除く。)は、医療費等を助成しない。

- (1) ひとり親家庭の父母等の前年の所得(1月から9月に申請する者については、前々年の所得。以下同じ。)が、規則で定める額以上であるとき。
- (2) 父母のない児童を扶養している者の前年の所得が、規則で定める額以上であるとき。
- (3) 扶養義務者の前年の所得が、規則で定める額以上であるとき。

2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。

(追加〔平成11年条例8号〕、一部改正〔平成16年条例17号・30年9号・31年5号〕)

(助成の範囲)

第4条 この条例により助成する医療費等の額は、受給資格者が健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項第1号に規定する保険医療機関又は保険薬局(以下「保険医療機関等」という。)において医療の給付を受けた場合に、国民健康保険法、社会保険各法その他法令の規定により、当該受給資格者が負担すべき額から次の各号に掲げる額を控除した額とする。

- (1) 医療費等に対する高額療養費及び附加給付の額
- (2) 規則に定める区分に応じて受給資格者が負担すべき額

2 この条例により助成する当該申請にかかわる証明手数料の額は、受給資格者が保険医療機関等に支払った診療・調剤報酬証明手数料の額で200円を限度とする。

3 医療費等の助成は、保険医療機関等に医療費等を支払った日の属する月の翌月の初日から起算して2年を経過したときは行わない。

(一部改正〔平成7年条例7号・11年8号・16年17号・20年23号・令和2年33号〕)

(助成の申請及び認定)

第5条 医療費等の助成を受けようとする者(父母のない児童である場合にあっては、当該児童の養育者をいう。)は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請に基づき当該医療費等の助成を受けようとする者の受給資格を認定し、当該認定を受けた者に対し受給券を交付する。

(全部改正〔令和2年条例33号〕)

(助成の方法)

第6条 受給資格者又はその養育者（以下「受給者等」という。）は、受給資格者が千葉県と医療に関する現物給付の取扱いに関する契約を締結している保険医療機関等（以下「指定医療機関等」という。）において医療の給付を受けるときは、当該指定医療機関等に受給券を提示するものとする。

2 市長は、受給資格者が指定医療機関等から医療の給付を受けたとき（受給者等が指定医療機関等に受給券を提示したときに限る。）は、受給資格者に助成すべき医療費等を、当該受給資格者に代わり、当該指定医療機関等に支払うものとする。

3 前項の規定により指定医療機関等に医療費等の支払がなされたときは、受給資格者に対し医療費等の助成がなされたものとみなす。

4 受給資格者は、次の各号のいずれかの事由により保険医療機関等に対し医療費等を支払った場合において、当該医療費等の助成を受けようとするときは、市長に申請しなければならない。

(1) 受給者等が指定医療機関等に受給券を提示しなかったとき。

(2) 受給資格者が指定医療機関等以外の保険医療機関等において医療の給付を受けたとき。

(3) 受給資格者が保険医療機関等において診療・調剤報酬証明を受けたとき。

(追加〔令和2年条例33号〕)

(助成費の返還)

第7条 市長は、虚偽その他不正行為により医療費等の助成を受けた者がいるときは、その者に対し支給した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(一部改正〔平成7年条例7号・11年8号・令和2年33号〕)

(譲渡又は担保の禁止)

第8条 受給資格者は、医療費等の助成を受ける権利を譲渡し、又は担保に供することはできない。

(追加〔平成9年条例8号〕、一部改正〔平成11年条例8号・令和2年33号〕)

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(一部改正〔平成7年条例7号・9年8号・11年8号・16年17号・30年9号・令和2年33号〕)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際この条例による改正前の八街町母子家庭医療費等の助成に関する条例の規定に基づいて提出された申請書は、この条例の相当規定に基づいて提出されたものとみなす。

附 則 (平成7年3月30日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の八街市母子家庭・父子家庭等医療費等の助成に関する条例(以下「新条例」という。)第2条の規定は平成6年4月1日から適用し、新条例第3条の規定は平成6年10月1日から適用する。

附 則 (平成9年3月31日条例第8号)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の八街市母子家庭・父子家庭等医療費等の助成に関する条例の規定は、平成9年4月1日以後の診療に係る医療費等から適用し、同日前の診療に係る医療費等については、なお従前の例による。

附 則 (平成9年12月25日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の八街市母子家庭・父子家庭等医療費等の助成に関する条例の規定は、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成10年3月25日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の八街市母子家庭・父子家庭等医療費等の助成に関する条例の規定は、平成10年1月1日から適用する。

附 則（平成11年3月25日条例第8号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の八街市母子家庭・父子家庭等医療費等の助成に関する条例の規定は、平成10年8月1日以後に保険医療機関又は保険薬局において保険診療、保険調剤又は入院時の食事療養の給付を受けたものに係る医療費等の助成から適用し、同日前に保険医療機関又は保険薬局において保険診療、保険調剤又は入院時の食事療養の給付を受けたものに係る医療費等の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成16年7月16日条例第17号）

この条例は、平成16年8月1日から施行する。

附 則（平成20年9月29日条例第23号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成20年10月1日から施行し、改正後の八街市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例別表の規定は、平成20年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前に保険医療機関又は保険薬局において保険診療、保険調剤又は入院時の食事療養の給付を受けたものに係る医療費等の助成については、この条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成24年6月28日条例第24号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成30年3月20日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月20日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年10月5日条例第33号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年11月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の八街市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例（以下「改正条例」という。）第5条第1項の規定による申請、同条第2項の規定による認定及び受給券の交付その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

（経過措置）

- 3 改正条例の規定は、施行日以後に受けた医療の給付について適用し、施行日前に受けた医療の給付については、なお従前の例による。